

議会運営委員会

日 時 令和3年2月15日(月) 午前10時～
場 所 全員協議会室

1 令和2年亀岡市議会定例会令和3年3月議会について

- (1) 議案送付 2月15日(月)
- (2) 再 開 2月22日(月)

2 議案の概要説明

- (1) 概要 …… 別添

3 3月議会日程案について 【別紙NO.1】

- (1) 一般質問通告期限 2月22日(月) 正午
* 施政方針演説等の原稿は2月18日(木)に配付(会派控室へ)
- (2) 請願等提出期限 2月22日(月) 午後5時
- (3) 質疑通告期限(当初提案議案分)
3月 4日(木) 一般質問終了時
- (4) 討論通告(3月9日採決分: 補正予算案)
3月 8日(月) 常任委員会終了時
- (5) 意見書等提出期限 3月17日(水) 午後5時
- (6) 討論通告(最終日採決分) 3月19日(金) 午後4時

4 議事日程(2月22日)について

- (1) 議事日程
 - 諸報告(理事者出席要求、決議に関する事後の状況等報告)
 - 第1 会議録署名議員指名(奥野議員、並河議員)
 - 第2 第1号議案から第49号議案(提案理由説明) ※施政方針演説

5 議会運営上の新型コロナウイルス感染症対策について

- (1) 消毒液の設置、マスク着用
- (2) 会議中のドアの開放
- (3) 一般質問・委員会への傍聴自粛呼びかけ
- (4) 委員会への出席職員の抑制
- (5) 市民憲章唱和の実施見合わせ
- (6) アクリル板設置箇所ではマスクの着用なしで発言を可とする
(議長席、一般質問席、市長席、演壇)

※なお、本会議においては、全議員が議席に着席する。

6 一般質問について

- (1) 質問時間

【3月議会】

- ①質問配分時間（答弁時間含まず）

<先例・申合せ>

○代表質問 1会派40分[一括質問方式]

○個人質問 1人20分を会派に割り当て（1人30分上限）

- ②会派順及び個人質問会派配分時間

○新清流会 (7人) 140分

○緑風会 (5人) 100分

○共産党議員団 (3人) 60分

○公明党議員団 (1人) 20分

○会派に属さない議員 20分

- (2) 日程

○代表質問 4人 3月3日(水)

(終了予定時刻は午後4時40分)

○個人質問 人 3月4日(木)、5日(金)

※個人質問者数は最大で17人

この場合、

・ 3月4日(木) 8人(終了予定時刻は午後4時15分)

・ 3月5日(金) 9人(終了予定時刻は午後4時50分)

(3) 一般質問の送信等

- 通告書は事務局へメール送信（またはUSB）
- 会派内調整（代表質問など同内容の質問の重複について）
- 会派内質問順序は2月19日（金）午後5時までに事務局へ

7 予算審査について

(1) 審査体制

- 予算特別委員会
 - ・ 分科会方式 議長除く全員で全体会を構成し、
各常任委員会を分科会として審査する。
 - ・ 委員数 23人
 - ・ 設置予定日 3月5日（金）もしくは3月8日（月）一般質問終了後
 - ・ 委員長の選出 3月5日（金） ” ※互選による

(2) 審査日程案【別紙No.2】

- ※ 審査資料「施策の概要」は2月17日（水）に配付（各会派控室へ）

8 議会基本条例の改正について【別紙No.3～6】

9 議会運営委員会の行政視察について

10 その他

- 議場内撮影許可申請
- 本日の会議予定
 - 議運終了後 幹事会、会派会議、広報広聴会議、広報部会、広聴部会
- 会議等の予定
 - 16日（火）14:00～ 議員団研修
 - 17日（水）13:30～ 総務文教常任委員会（月例）

日	曜日	会 議 等	会 議 内 容 等
2/12	金	10:00 正副議長議案調整 11:00 議運事前調整	
13	土		
14	日		
15	月	<3月議会議案送付日> 10:00 議会運営委員会（市長出席） 終了後 幹事会 会派会議 広報広聴会議、広報部会、広聴部会	議案概要、2/22の議事日程 議運・幹事会報告
16	火	14:00 議員団研修	
17	水	13:30 総務文教常任委員会（月例）	
18	木		
19	金		
20	土		
21	日		
22	月	【3月議会（定例会再開）】 10:00 本会議	諸報告、会議録署名議員、施政方針・提案理由説明 <一般質問通告期限 12:00><請願提出期限 17:00>
23	火	天皇誕生日	
24	水		
25	木		
26	金		
27	土		
28	日		
3/1	月		
2	火	13:00 正副議長議案調整（市長出席） 14:00 議運事前調整	追加議案
3	水	10:00 【一般質問（代表）】	
4	木	10:00 【一般質問（個人）】 議会運営委員会（市長出席）・幹事会	追加議案概要、3/8,9議事日程 <質疑通告期限 一般質問終了時>
5	金	10:00 【一般質問（個人）】	
6	土		
7	日		
8	月	10:00 【一般質問（個人）】（予備日） 予算特別委員会 3 常任委員会	提案理由（補正）、質疑、付託、予算特別委員会設置 正副委員長の互選 付託議案審査（補正予算） <討論通告期限 委員会終了時>
9	火	11:00 3 常任委員会 議会運営委員会（幹事会）～会派会議 本会議【補正予算採決】 3 常任委員会 （終了後）予算特別委員会事前調整	委員長報告 討論順序・採決 予算特別委員長名報告、補正予算採決 付託議案審査（条例等）
10	水	10:00 予算特別委員会全体会（市長出席）	10:20～分科会審査
11	木	10:00 予算特別委員会	分科会審査
12	金	10:00 予算特別委員会	分科会審査
13	土		
14	日		
15	月	10:00 予算特別委員会 10:30 予算特別委員会全体会	分科会審査（市長質疑項目の確認） 市長質疑項目の報告・決定（※15:00 執行部送付）
16	火	(9:30 予算特別委員会) 13:00 予算特別委員会全体会（市長出席）	(※現地視察実施の場合) 市長質疑項目の答弁（終了後 分科会採決）
17	水	11:00 予算特別委員会 午後 予算特別委員会全体会 会派会議 予算特別委員会（採決）	分科会委員長報告の確認 委員長報告の質疑等 討論～採決 <意見書等提出期限 17:00>
18	木	（委員会予備日）	

日	曜日	会 議 等	会 議 内 容 等
19	金	10:00 人事議案調整(市長出席) 11:00 議運事前調整 13:30 幹事会(市長出席)、議会運営委員会 (未定) 会派会議	人事議案 (各委員会報告等) 3/22の日程、意見書案、討論通告等 ＜討論通告期限 16:00＞
20	土	春分の日	
21	日		
22	月	10:00 予算特別委員会 3 常任委員会 議運事前調整 議会運営委員会(幹事会)～会派会議 午後 本会議＜定例会休会＞	委員長報告確認 委員長報告確認 討論順序・採決 採決

※一般質問が3日間の場合、5日(金)一般質問終了後、提案理由(補正)実施。その後、予算特別委員会を開催。
この場合、3月8日は午前10時から各常任委員会開催となる。

予算特別委員会 審査日程(案)

ver030215

日時	予定時刻	全体会／分科会等		
【1】 3月10日	10:00	全体会 1. 市長あいさつ(※市長等出席)		
	10:20	分科会		
		○総務文教	○環境厚生	○産業建設
		①議会事務局 ②市長公室	①環境市民部	①産業観光部・農業委員会
	13:00	③会計管理室 (曾山等、特別会計含む)	②健康福祉部	②産業観光部・農業委員会 (つづき)
④企画管理部		③こども未来部	③まちづくり推進部	
【2】 3月11日	10:00	⑤教育委員会 (教育費:幼稚園費まで調整あり)	④特別会計(各部)	③特別会計(各部)
	13:30	⑥総務部	・市長質疑項目の整理	・市長質疑項目の整理
【3】 3月12日	10:00	⑦生涯学習部		
	13:00	⑧教育委員会 (教育費:社会教育費から) ・市長質疑項目の整理		
【4】 3月15日	10:00	・市長質疑項目の確認	・市長質疑項目の確認	・市長質疑項目の確認
	10:30	全体会 1. 市長質疑項目の報告・決定 2. 現地視察の検討・決定		
	15:00	※市長質疑項目の送付(議会事務局→総務課へ)		
【5】 3月16日	9:30	(現地視察 ※実施の場合)		
	13:00	全体会 1. 市長質疑(※市長等出席)		
	終了後 (16:00)	分科会		
【6】 3月17日	11:00	○総務文教	○環境厚生	○産業建設
		1. 委員長報告の確認	1. 委員長報告の確認	1. 委員長報告の確認
	午後	全体会 1. 各分科会委員長報告(質疑) 2. 委員間討議 ～会派会議～ 3. 討論～採決等		

※3月22日(3月議会最終日)の全体会で委員長報告の確認

議会の活動原則の方向性

◎改正内容

- 1 議会の活動原則に、政策立案、施策の提言を明記する。

○議会基本条例（案）

新	旧
<p>（議会の活動原則）</p> <p>第3条 議会は、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。</p> <p>(1) 公平性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会運営を行うこと。</p> <p>(2) 市民に積極的な情報公開を行うとともに、説明責任を果たすこと。</p> <p>(3) 自由闊達な討議を行い、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするよう努めること。</p> <p>(4) 市政への市民参加を推進すること。</p> <p>(5) 市民の意見を的確に把握し、市長等との対論を通じて、より良い政策立案及び施策の提言につながるよう努めること。</p>	<p>（議会の活動原則）</p> <p>第3条 議会は、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。</p> <p>(1) 公平性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会運営を行うこと。</p> <p>(2) 市民に積極的な情報公開を行うとともに、説明責任を果たすこと。</p> <p>(3) 自由闊達な討議を行い、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするよう努めること。</p> <p>(4) 市政への市民参加を推進すること。</p> <p>(5) 市民の意見を的確に把握し、市長等との対論を通じて、より良い政策及び施策の実現につながるよう努めること。</p>

災害時の対応の方向性

◎追加内容

- 1 議会の災害時の対応を、基本条例に明確に位置付ける。

○議会基本条例（案）

新	旧
<p>(災害時の対応)</p> <p>第6条 議会及び議員は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その果たすべき役割を十分に認識し、迅速かつ的確に行動するとともに、市民生活の維持及び安定に努めるものとする。</p> <p>2 議会及び議員の災害時の対応について必要な事項は、別に定める。</p>	<p>(全文追加)</p>

3 災害時の対応

亀岡市内において、災害が発生した場合、下記のとおり対応する。

亀岡市議会災害対応マニュアル

災害発生

【議会事務局】

○議会事務局長は亀岡市内において災害が発生し、市災害対策本部が設置された場合は直ちに登庁する。

○議会事務局長が登庁し、市災害対策本部の情報を得た場合は、必要に応じて正副議長に連絡し、登庁を依頼する。

安否確認・連絡体制の確立

【議会事務局】

○議会事務局は、自宅電話、携帯電話、ファックス、携帯電話、メール等により、議員の安否を確認し、議長に報告する。

【議員】

○議員は議会事務局から安否確認の連絡がない場合、速やかに安否を事務局へ連絡する。また事務局との連絡がとれるよう常に所在を明確にしておく。

情報収集・情報提供

【議会事務局】

○議会事務局は市災害対策本部から情報を収集する。収集した情報を議長の指示のもと、議員に提供する。

【議員】

議員は、議長から登庁の指示がない限り、次のことを行う。

- ①地域の救助活動等に協力する。
- ②地域において被災者に対する相談及び助言等を行う。
- ③被害状況及び避難場所の調査を行い、必要に応じて議会事務局を通して議長に報告する。

【議長】

議長は、議員から得た情報を必要に応じて市災害対策本部へ伝達する。

亀岡市議会災害対策本部設置

【議長】

議長は、被害の状況により、議会对応の必要性がある時は「亀岡市議会災害対策本部」を設置することができる。

【議員】

議員は、議長が亀岡市議会災害対策本部を設置した場合、招集に応じ、議会の対応を協議する。

政策研究会の方向性

◎改正内容

- 1 議会の活動として位置づけ、第6章「議会の運営」中に規定する。
- 2 活動経費は、議会全体の合意（議員派遣の議決）により、議会活動経費の旅費を支給することができる。
- 3 結成は、議会運営委員会の承認によることとする。
- 4 議長により、結成を呼びかけることができることとする。

○議会基本条例（案）

新	旧
<p>（政策研究会）</p> <p><u>第17条</u> <u>議会</u>は、特定の市政の課題について会派を超えて共同して調査研究を行うため、政策研究会を結成することができる。</p> <p>2 政策研究会は、政策立案又は政策提言の具現化を図り、活動の成果を議会活動に反映するよう努めるものとする。</p>	<p>（政策研究会）</p> <p><u>第5条の2</u> <u>議員</u>は、特定の市政の課題について会派を超えて共同して調査研究を行うため、政策研究会を結成することができる。</p> <p>2 政策研究会は、政策立案又は政策提言の具現化を図り、活動の成果を議会活動に反映するよう努めるものとする。</p>

○運用基準（案）

新	旧
<p><u>15</u> 政策研究会</p> <p>(1) 政策研究会の所掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>①政策的条例案の策定に関すること。</p> <p>②市長その他の執行機関に対する政策提言に関すること。</p> <p>(2) 政策研究会を結成しようとするときは、同一の会派に属しない3人以上の議員が政策研究のテーマと期間を設定して、<u>議会運営委員会</u>を通じて参加する議員を呼びかけるものとし、<u>その承認により結成できるものとする。</u></p> <p>(3) <u>議長は、政策研究会を結成する必要があると認めるときは、前号のとおり参加する議員を呼びかけることができる。</u></p>	<p><u>2の2</u> 政策研究会</p> <p>(1) 政策研究会の所掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>①政策的条例案の策定に関すること。</p> <p>②市長その他の執行機関に対する政策提言に関すること。</p> <p>(2) 政策研究会を結成しようとするときは、同一の会派に属しない3人以上の議員が政策研究のテーマと期間を設定して、<u>幹事会</u>を通じて参加する議員を呼びかけるものとし、<u>賛同する議員により結成するものとする。</u></p>

<p>(4) 政策研究会を結成したときは、その代表者は、政策研究会結成届により、議長にその旨を届け出なければならない。</p> <p>(5) 議長は、前号の届出を受けた時は、その内容を市民に公表するものとする。</p> <p>(6) <u>政策研究会は、必要に応じて、議員派遣の議決により、活動することができるものとする。</u></p> <p>(7) <u>議員派遣による活動については、その内容を速やかに議長に報告するものとする。</u></p> <p>(8) 政策研究会の代表者は、政策研究会の届出事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を議長に届け出るものとする。</p> <p>(9) 政策研究会は、その活動の<u>最終的な</u>結果を<u>速やかに</u>議長に報告するものとする。</p>	<p>(3) 政策研究会を結成したときは、その代表者は、政策研究会結成届により、議長にその旨を届け出なければならない。</p> <p>(4) 議長は、前号の届出を受けた時は、その内容を市民に公表するものとする。</p> <p>(5) <u>政策研究会は、政務活動費の範囲で活動し、議員派遣等は行わないものとする。</u></p> <p>(6) 政策研究会の代表者は、政策研究会の届出事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を議長に届け出るものとする。</p> <p>(7) 政策研究会は、その活動結果を議長に報告するものとする。</p>
--	--

(参考：関係法令)

*** 地方自治法**

第100条13 議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。

*** 亀岡市議会会議規則**

(議員の派遣)

第167条 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。